## 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案参照条文目次

三	<u> </u>	_
行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)(抄)	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)	河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄)
(抄)	(抄	ٽ
		•
•	•	
• • • •	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	
•	•	•
•	•	•
• • • 2	•	•
•	1	•
2	1	1

## 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)(抄)

(河川及び河川管理施設)

第三条 (略)

2 ものをいう。)その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却しされた国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上 き当該 この法律にお ただし、 施設を管理 河川 管理者以 て する者 「河川管理施設」とは、 外の 0 同意を得たものに 者が設置した施設について ダム、 限る。 堰; 水門、 は 当 該施設を河川管理施設とすることについて河川 堤 防、 護岸、 床 止 į め、 0) 若 機能を維 樹林 しく は 持 軽 堤防又はダム貯・ Ĺ 減 する効用 又は増進する効用 を有 管理者が 水 する施 池 に 沿 設 権原に基 を有する つて設置 を いう

二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)(抄

(定義)

第二条 (略)

2 この法律におい て「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

要件に 更を 含む。 の土地改良施設 廃止又は変更(お農業用用排水施乳 体とした事業を含む。)とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める 適合する次号の 0 (あ 新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更 設、 わ X せて一の 農業用道 画 整理、 土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適足路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。) 第三号の農用地  $\mathcal{O}$ 造 成その: 他農用 地の 改良又は保全のため (当該二以上の土地改良施設の新設又は 必要な事業とを一 体とした事 0) 合 新 する二以 設、 業を 上

又は農用 区画整理 地の改良若しくは保全のため 主 地 の区 画 形 質  $\mathcal{O}$ 変更 の事 必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。) 業及び当該事 業とこれ に 附 帯し て施 行 することを相当とする次号の 農用 地  $\mathcal{O}$ 造 成  $\mathcal{O}$ 工

要な工事の施行とを一体とした事業をいう。) 及び当該 農用地の造成 事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換又は 変換又は農用  $\mathcal{O}$ 区 画 地 形質のが 質の変更の工事そのにおける地目変換の すその の事業 他農用的 用地の改良又は保全のため必(埋立て及び干拓を除く。) 全のため必

## 兀 埋立て又は干拓

五 事 業を含む。)又は土地改良施設の突発事故被害 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除 (突発的な事故による被害をいう。 以下同じ。 )の復旧 去 のため必要な

六 利の交換分合 農用地に関する権 利並 びにその農 用 地  $\mathcal{O}$ 利 用上必要な土地に関する権利、 農業用施設に関する権利及び 水の使用 に関する権

七 その他農用地の改良又は保全のため必 要な事業

## 行 政 代 執行 法 (昭和二十三年法律第四十三号) (抄

第五条 付 を命じなければならない。 代執行に要した費用 の徴収については、 実際に要した費用の額及びその納期日を定め、 義務者に対し、 文書をもつてその

第六条 代執行に要した費用は、

- 2 代執行に要した費用 については、 は、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。 の先取特権を有する。
- 3 代執行に要した費用を徴収したときは、 その徴収金は、 事務費の所属に従い、 国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。